

指定介護老人施設特別養護老人ホームへさか福寿苑運営規程

(事業目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人かきつばた福祉会が開設する特別養護老人ホームへさか福寿苑(以下「施設」という)において行う指定介護老人福祉施設サービスの事業(以下「事業」という。)は、要介護状態にある高齢者に対し、適切な介護福祉施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 施設は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、日常生活上の支援、機能訓練、健康管理及び療養上の援助を行う。

- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図るものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称 特別養護老人ホームへさか福寿苑
- (2) 所在地 広島市東区戸坂大上一丁目5番1-8号

(従事者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従事者の職種、員数及び職務内容は、次の通りとする。

- (1) 管理者 1名(常勤専従)
管理者は、事務所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 1名(常勤専従 1名)
利用者及び家族の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。
- (3) 看護職員 7名(常勤専従 3名 非常勤専従 4名)
常に入居者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を、医療と連携し行う。
- (4) 介護職員 50名(常勤専従 44名 非常勤専従 6名)
施設介護サービス計画に基き、入居者が自律的な日常生活を営むことを支援し、心身の健康維持を図るとともに、重度化の防止に努める。
- (5) 管理栄養士 1名(常勤専従 1名)
入居者の年齢、心身の状況等により、適切な栄養量及び内容の食事を提供し、栄養保持増進に努めるため、管理栄養士は、入居者の栄養状態を利用開始時に把握し、看護職員、介護職員、生活相談員、介護支援専門員と共同して、入居者ごとの摂食、嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成する。当該計画に従い栄養改善サービスを行うとともに、入居者の栄養状態を定期的に記録し、進捗状況を評価する。また、給食業務並びに食

品衛生の管理を行う。

(6) 機能訓練指導員 1名(常勤専従 1名)

入居者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むに必要な機能を改善し又はその減退を防止するため、機能訓練指導員は、介護職員、生活指導員、介護支援専門員と共同し入居者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき計画的に機能訓練指導を行う。

(7) 介護支援専門員 1名(常勤兼務 1名)

入居者に対し施設介護サービス計画を作成し、日常生活上の援助が適切に行われているか実施状況を把握する。また、実施内容等について他職種等及び家族と連携し、その心身の健康維持を図るとともに、重度化の予防に努める。

(8) 調理員 8名(常勤専従 5名 非常勤常勤 3名)

入居者の給食業務に当たる。

(9) 事務員 2名(常勤専従 2名)

庶務及び業務に関する事務を行う。

(10) 医師 1名(非常勤専従 1名)

健康管理及び療養上の指導を行う。

(入居者の利用定員)

第5条 入居者の利用定員は、82名とする。

(1ユニットの定員8名が8ユニット、定員9名が2ユニットの計10ユニット)

(入居者に対する指定介護福祉施設サービスの内容)

第6条 入居者に対する指定介護福祉施設サービスの内容は、次の通りとする。

(1) 身体介護に関すること

日常生活動作能力の程度により、必要な支援及びサービスを提供する。

排泄の介助、移動・移乗の介助、養護、その他必要な身体の介護

(2) 入浴に関すること

個別浴槽、リフト付浴槽、特殊機械浴槽等により、必要な入浴サービスを提供する。

衣類着脱の介護、身体の清拭、整髪、洗身、その他必要な入浴の介助

(3) 食事に関すること

管理栄養士が入居者ごとの摂食、嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成し、栄養改善サービスに基づいた食事を提供する

(4) 機能訓練に関すること

体力や機能の低下を防ぐ為に、入居者ごとに個別機能訓練計画を作成し、必要な訓練及び日常生活に必要な基本的動作を獲得する為の訓練を行う。

(5) アクティビティ・サービスに関すること

入居者が、生きがいのある快適で豊かな日常生活を送ることが出来るよう次のアクティビティ・サービスを実施する。これらの活動を通じて仲間づくり、老いや障害の受容、

心身機能の維持・向上、自信の回復や情緒安定を図る。

レクリエーション・音楽活動・制作活動・行事的活動・体操。

(6) 相談・助言に関すること

入居者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

(7) 日常生活上の支援について

入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び自律的な生活を営むことを支援し、心身の健康維持を図るとともに、重度化の防止に努める。

(8) 栄養管理体制及び療養食について

常勤の管理栄養士を配置し、医師の発行する食事箋に基づき入居者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食等及び特別な場合の検査食等について食事を提供、管理する。

(9) 社会生活上の便宜の提供について

入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援します。

(個別援助計画の作成等)

第7条 指定介護老人施設介護の提供を開始する際には、入居者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分把握し、施設介護サービス計画を介護支援専門員に作成させる。

2 施設介護サービス計画の作成・変更の際には、入居者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。

3 入居者に対し、施設介護サービス計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(サービスの提供記録の記載)

第8条 指定介護老人施設従事者は、指定介護老人施設サービスを提供した際には、その提供日・内容、当該指定介護老人施設サービスについて、入居者に代わって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録を利用者が所持するサービス提供記録書に記載する。

(指定介護老人施設介護の利用料等及び支払いの方法)

第9条 指定介護福祉施設サービスを提供した場合の利用料の額及び居室、食事の提供に係る料金は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払いを受けるものとする。

(1) 利用者第四段階以上の利用者は居住費については日額 2,400 円、食費については日額 1,500 円とする。

(2) 居住に要する費用として、別紙のとおり。

(3) 食事の提供に要する費用として、別紙のとおり。

(4) 理美容代として、実費。

(5) その他指定介護福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活にお

いても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが
適当であると認められるものについては、その実費。

3 前項の費用の徴収を受ける場合は、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明
をした上で、支払に同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

4 指定介護福祉施設サービスの入居者は、当事業所の定める期日に、別途契約書で
指定する方法により納入することとする。

(契約書の作成)

第 10 条 指定短期入所生活介護の提供を開始するに当たって、本規程に沿った
事業内容の詳細について、利用者に契約書の書面を持って説明し、同意を得た上
で署名（記名押印）を受けることとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 11 条 入居者は、サービス利用に当次の事項に留意するものとする。

- (1)入居者は、清潔、整頓、その他環境衛生の保持のため協力しなければならない。
- (2)看護職員が利用者の健康状態を観察し、医療機関における診療が必要と判断した
とき、その指示に従うこと。
- (3)けんか、口論、泥酔等他人に迷惑をかけること。
- (4)指定した場所以外で、喫煙等を行なわないこと。
- (5)施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害さないこと。
- (6)その他、担当職員の指示に従うこと。

(緊急時等における対応方法)

第 12 条 介護老人施設従事者は、介護老人施設介護を実施中に、利用者の病状の急変、そ
の他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡する等の
措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

2 介護老人施設介護を実施中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等
の措置を講ずるほか、管理者に連絡の上、その指示に従うものとする。

(非常災害対策)

第 13 条 事業所は、消防法令に基づき、防火管理者を選任し、消防設備、非常放送設備等、
災害・非常時に備えて必要な設備を設けるものとする。

2 事業所は、消防法令に基づき、非常災害等に対して、具体的な消防計画等の防災
計画を立て、従業者及び利用者が参加する消火、通報及び避難訓練を年 2 回（内
夜間想定訓練 1 回を含む）以上実施する。また、地域防災協定を結び地域住民と
連携した避難訓練を実施することとする。

3 事業所の火災通報装置は、煙感知や熱感知の作動によって、自動的に消防署に通
報される装置を設置するものとする。また、居室を含む全館にスプリンクラー装
置を設置するものとする。

4 事業所は、地震等自然災害における緊急福祉避難場所として、利用者、従業者及

び地域住民等（避難者を含む）のための適切な量の飲料水・食料品を備蓄することとする。

（人権の擁護及び虐待防止のための措置）

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待防止のため、次の措置を講ずるものとし、組織運営の健全化を図る。

- ①法人理念の基、虐待“0”を宣言し管理者及び従業員間において、その方針を共有する。
- ②個々の従業員の職位・職種ごとの責任や役割を明確にした上で取り組みを行う。
- ③運営やサービスに関する自己評価、第三者評価を実施し、評価内容や改善等、取り組みについて利用者等、家族等と情報共有を図る。

2 従業員の負担やストレスへの対応

- ①職種ごとの業務の流れや作業手順を見直し、必要な時間帯等において柔軟な人員の配置を行う。
- ②認知症状や環境変化により特に集中的なケアが必要な状態にある期間においては、夜間帯における従業員を1名増員する等の措置を講ずる。
- ③ストレステスト等を用い従業員のストレスの把握に努めるとともに従業員間の声掛けや、月一回の悩み相談室等による早期発見に繋げる。

3 チームアプローチ、従業員間の連携

- ①新規利用時や状態の変化があるような個別のケースに対応するために、関係従業員の役割を明確化していく。
- ②カンファレンス等の情報共有やケア方針の決定の仕組みや手順を明確化していく。

4 職業倫理、法令順守の意識の啓発

- ①ユニット会議やケアカンファレンス等において提供しているケアが利用者本位のケアとなっているかを常に確認していく。
- ②法人理念に沿って、ユニット毎に利用者等の特性を鑑み、月ごとのケア目標を決定し共有していく。

5 ケアの質の向上

- ①アセスメントの活用方法の具体的、実践的な習得やアセスメント結果に基づく、個別の状況に即したケアの検討等について施設内外の研修参加の機会を確保する。
- ②認知症や各種障害等の理解、最新の介護技術の習得のための研修の実施、施設内外の研修参加の機会を確保する。

6 家族等の介護者の高齢者虐待の理解促進ための介護者教室、講座開催等の支援や啓発活動を実施する。

7 虐待が疑われる事例を発見した場合には、市区町村関係機関へ通報します。

8 虐待防止のための措置等について

- ①人権の擁護、虐待防止等に関する責任者の選定及び必要な体制整備。
- ②成年後見制度の利用支援。

③虐待の防止を啓発・普及するための従業者に対する研修の実施。

9 従業者、利用者に対し、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等の虐待を行ってはならない。

- ①殴る・蹴る等、利用者の身体に直接侵害を与える行為。
- ②合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為又は適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続される行為。
- ③屋外や南廊下に追い出す、居室に閉じ込めるなどして叱責すること。
- ④強引に引きずる、移乗時に不必要に体を持ち上げ叩きつけるような行為。
- ⑤食事を与えない、もしくは従業者の不適切な判断による食事の中止。
- ⑥利用者の健康状態から見て必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。
- ⑦乱暴な言葉遣いや利用者をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。
- ⑧事業所を利用させない旨脅かす等、言葉による精神的苦痛を与えること。
- ⑨性的な嫌がらせをすること。
- ⑩利用者等を無視すること。

(身体拘束等について)

第 15 条 事業所は、身体拘束“0”を宣言し、原則として利用者の身体拘束は行わない。

万一、利用者等または従業者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、以下に定める要件等を遵守し、かつ定められた手順に沿ってのみ同意された条件と期間内に限って身体拘束を行うことができる。

- ①管理者を委員長とし、多職種からなる「身体拘束廃止委員会」（以下、委員会という）を設置し、チームで身体拘束等について検討を行う体制を構築する。
- ②委員会において 3 つの要件（切迫性、非代替性、一時性）をすべて満たす状態であることを、「身体拘束 0 の手引き」、「身体拘束廃止マニュアル（法人）」等の指針に照らし合わせ検討、確認し記録を行う。
- ③身体拘束等の解除の予定日を記載した処遇改善計画を作成し、利用者等又はその家族へ説明を行い、同意を頂く。
- ④身体拘束等の実施中の経過観察記録の作成及び経過について、利用者等又はその家族への説明を行います。
- ⑤身体拘束等の解消後の拘束等の妥当性について、委員会で検証作業を実施し記録を行います。

(金銭管理代行)

第 16 条 現金等は原則として利用者または家族が管理することとするが、やむを得ない事情がある場合は、法人の利用者預かり金規定に従い事業所が管理の代行を行うことができる。

(個人情報の保護)

第 17 条 事業所は、入所者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生

労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。

- 2 事業者が得た入居者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて入居者又はその代理人の了解を得るものとする。

(苦情処理対策)

第 18 条 管理者は、提供した介護福祉施設サービスに関する入居者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当者を置き、事実関係の調査を実施し、改善措置を講じ、入居者及び家族に説明するものとする。

(感染症、衛生管理対策)

第 19 条 入居者の使用する施設、食器その他の設備又は飲料水の衛生管理を行います。また、感染症、食中毒等が発生、蔓延しないよう必要な措置を講じ、予防及び蔓延の防止に努めます。必要に応じて保健所等の助言指導を求め、綿密な連携をとるようにします。

- 2 介護老人福祉施設従事者に対し、感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年 1 回以上の健康診断を受診させるものとする。

(介護事故等発生の防止対策)

第 20 条 介護事故等が発生した時またはそれに至る危険性がある事態が生じた時に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従事者に周知徹底する体制を整備するとともに、事故が発生または再発することを防止するために必要な措置を講じる。

(褥瘡防止対策)

第 21 条 看護及び医学的管理の下における介護により、褥瘡が発生しないよう適切な介護等を行うとともに、その発生を防止するための体制を整備する。

(その他運営についての重要事項)

第 22 条 事業所は、管理者及び生活相談員の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後 2 か月以内
- ② 継続研修 年 1 回
- ③ 外部研修及び事業所内研修への参加 (適宜)

※③の研修内容については、以下の通りとしその経験年数や職務及び能力等を勘案し計画的に実施する。

- ・介護保険関係法令を含む関係法令の理解及び遵守
- ・利用者等の人権の擁護、虐待の防止
- ・認知症高齢者、若年性認知症患者への理解
- ・医学等関連する領域の基礎的な知識の習得

- ・最新の介護技術の習得
 - ・アセスメント、サービス計画の基本的な考え方
 - ・身体的拘束等によらないケアの実施
 - ・他の福祉医療サービスとの連携のあり方
 - ・提供するサービスの質の自己評価のあり方
 - ・従業者等の職場環境の改善を含む労務管理
 - ・サービス中の事故防止等のリスクマネジメント
 - ・その他必要と認める研修
- 2 事業者は、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持する。また、従事者であった者に、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持する為、従事者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容に明記する。
 - 3 指定介護福祉施設サービスの提供により、入居者に賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行う。
 - 4 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用決定調書、入居者負担金徴収簿、その他必要な帳簿を整備する。
 - 5 この規程の定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人かきつばた福祉会と事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年2月1日から施行する。

この規程は、平成26年3月1日から施行する。

この規程は、平成29年11月1日から施行する。

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。